

Ⅱ. 被保険者・受給者の範囲と保険料を負担する者の範囲とを一致させる案〈今回の部会で新たにお示しするもの〉

(1) — ① 保険料負担年齢：A5（35歳以上）〈被保険者・受給者＝35歳以上〉

保険料負担割合：B1（40歳未満同額）、給付サービスの範囲：C1（在宅及び施設）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		3,600円 (▲200円)	4,100円 (▲300円)	4,700円 (▲200円)
	第2号被保険者 (35歳以上64歳以下)		3,600円 (▲200円)	4,100円 (▲300円)	4,700円 (▲200円)
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			6.8兆円 (+0.3兆円)	8.0兆円 (+0.5兆円)	9.4兆円 (+0.65兆円)

(注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

(1) — ② 保険料負担年齢：A5（35歳以上）〈被保険者・受給者＝35歳以上〉

保険料負担割合：B2（40歳未満1/2）、給付サービスの範囲：C1（在宅及び施設）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		3,800円 (0円)	4,400円 (0円)	5,000円 (+100円)
	第2号被保険者 (40歳以上64歳以下)		3,800円 (0円)	4,400円 (0円)	5,000円 (+100円)
	第3号被保険者(仮称) (35歳以上39歳以下)		1,900円	2,200円	2,500円
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			6.8兆円 (+0.3兆円)	8兆円 (+0.5兆円)	9.4兆円 (+0.65兆円)

- (注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。
 2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。
 3 第2号・第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

(1) — ③ 保険料負担年齢：A5（35歳以上）〈被保険者・受給者＝35歳以上〉

保険料負担割合：B1（40歳未満同額）、給付サービスの範囲：C2（在宅のみ）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		3,500円 (▲300円)	4,000円 (▲400円)	4,600円 (▲400円)
	第2号被保険者 (35歳以上64歳以下)		3,500円 (▲300円)	4,000円 (▲400円)	4,600円 (▲400円)
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			6.6兆円 (+0.1兆円)	7.8兆円 (+0.25兆円)	9.1兆円 (+0.35兆円)

(注) 1 端数処理（四捨五入）により、保険料の差し引き額と（ ）内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2（残りの1/2は事業主（国）が負担。）。

(1) — ④ 保険料負担年齢：A5（35歳以上）〈被保険者・受給者＝35歳以上〉

保険料負担割合：B2（40歳未満1/2）、給付サービスの範囲：C2（在宅のみ）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		3,700円 (▲100円)	4,200円 (▲100円)	4,900円 (▲100円)
	第2号被保険者 (40歳以上64歳以下)		3,700円 (▲100円)	4,200円 (▲100円)	4,900円 (▲100円)
	第3号被保険者(仮称) (35歳以上39歳以下)		1,800円	2,100円	2,400円
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			6.6兆円 (+0.1兆円)	7.8兆円 (+0.25兆円)	9.1兆円 (+0.35兆円)

- (注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。
 2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。
 3 第2号・第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

(2) — ① 保険料負担年齢：A6（30歳以上）〈被保険者・受給者＝30歳以上〉

保険料負担割合：B1（40歳未満同額）、給付サービスの範囲：C1（在宅及び施設）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		3,200円 (▲600円)	3,700円 (▲600円)	4,300円 (▲600円)
	第2号被保険者 (30歳以上64歳以下)		3,200円 (▲600円)	3,700円 (▲600円)	4,300円 (▲600円)
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			6.9兆円 (+0.35兆円)	8.1兆円 (+0.55兆円)	9.4兆円 (+0.7兆円)

(注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

(2) — ② 保険料負担年齢：A6（30歳以上）〈被保険者・受給者＝30歳以上〉

保険料負担割合：B2（40歳未満1/2）、給付サービスの範囲：C1（在宅及び施設）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		3,600円 (▲200円)	4,200円 (▲200円)	4,800円 (▲100円)
	第2号被保険者 (40歳以上64歳以下)		3,600円 (▲200円)	4,200円 (▲200円)	4,800円 (▲100円)
	第3号被保険者(仮称) (30歳以上39歳以下)		1,800円	2,100円	2,400円
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			6.9兆円 (+0.35兆円)	8.1兆円 (+0.55兆円)	9.4兆円 (+0.7兆円)

(注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号・第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担)。

(2) — ③ 保険料負担年齢：A 6（30歳以上）〈被保険者・受給者＝30歳以上〉

保険料負担割合：B 1（40歳未満同額）、給付サービスの範囲：C 2（在宅のみ）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		3,100円 (▲700円)	3,600円 (▲800円)	4,200円 (▲800円)
	第2号被保険者 (30歳以上64歳以下)		3,100円 (▲700円)	3,600円 (▲800円)	4,200円 (▲800円)
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			6.6兆円 (+0.1兆円)	7.8兆円 (+0.25兆円)	9.1兆円 (+0.35兆円)

(注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

(2) — ④ 保険料負担年齢：A6（30歳以上）〈被保険者・受給者＝30歳以上〉

保険料負担割合：B2（40歳未満1/2）、給付サービスの範囲：C2（在宅のみ）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		3,500円 (▲300円)	4,000円 (▲300円)	4,600円 (▲300円)
	第2号被保険者 (40歳以上64歳以下)		3,500円 (▲300円)	4,000円 (▲300円)	4,600円 (▲300円)
	第3号被保険者(仮称) (30歳以上39歳以下)		1,700円	2,000円	2,300円
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			6.6兆円 (+0.1兆円)	7.8兆円 (+0.25兆円)	9.1兆円 (+0.35兆円)

(注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号・第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

(3) — ① 保険料負担年齢：A7（25歳以上）〈被保険者・受給者＝25歳以上〉

保険料負担割合：B1（40歳未満同額）、給付サービスの範囲：C1（在宅及び施設）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		3,000円 (▲900円)	3,500円 (▲900円)	4,100円 (▲900円)
	第2号被保険者 (25歳以上64歳以下)		3,000円 (▲900円)	3,500円 (▲900円)	4,100円 (▲900円)
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			6.9兆円 (+0.35兆円)	8.2兆円 (+0.65兆円)	9.5兆円 (+0.8兆円)

(注) 1 端数処理（四捨五入）により、保険料の差し引き額と（ ）内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2（残りの1/2は事業主（国）が負担。）。

(3) — ② 保険料負担年齢：A7（25歳以上）〈被保険者・受給者＝25歳以上〉

保険料負担割合：B2（40歳未満1/2）、給付サービスの範囲：C1（在宅及び施設）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		3,500円 (▲400円)	4,000円 (▲300円)	4,600円 (▲300円)
	第2号被保険者 (40歳以上64歳以下)		3,500円 (▲400円)	4,000円 (▲300円)	4,600円 (▲300円)
	第3号被保険者(仮称) (25歳以上39歳以下)		1,700円	2,000円	2,300円
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			6.9兆円 (+0.35兆円)	8.2兆円 (+0.65兆円)	9.5兆円 (+0.8兆円)

(注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号・第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担)。

(3) — ③ 保険料負担年齢：A7（25歳以上）〈被保険者・受給者＝25歳以上〉

保険料負担割合：B1（40歳未満同額）、給付サービスの範囲：C2（在宅のみ）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		2,900円 (▲1,000円)	3,300円 (▲1,000円)	3,900円 (▲1,000円)
	第2号被保険者 (25歳以上64歳以下)		2,900円 (▲1,000円)	3,300円 (▲1,000円)	3,900円 (▲1,000円)
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			6.7兆円 (+0.15兆円)	7.8兆円 (+0.3兆円)	9.1兆円 (+0.4兆円)

(注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

(3) — ④ 保険料負担年齢：A7（25歳以上）〈被保険者・受給者＝25歳以上〉

保険料負担割合：B2（40歳未満1/2）、給付サービスの範囲：C2（在宅のみ）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		3,400円 (▲500円)	3,900円 (▲500円)	4,400円 (▲500円)
	第2号被保険者 (40歳以上64歳以下)		3,400円 (▲500円)	3,900円 (▲500円)	4,400円 (▲500円)
	第3号被保険者(仮称) (25歳以上39歳以下)		1,700円	1,900円	2,200円
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			6.7兆円 (+0.15兆円)	7.8兆円 (+0.3兆円)	9.1兆円 (+0.4兆円)

(注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号・第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

(4) — ① 保険料負担年齢：A 8（20歳以上）〈被保険者・受給者＝20歳以上〉

保険料負担割合：B 1（40歳未満同額）、給付サービスの範囲：C 1（在宅及び施設）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		2,800円 (▲1,100円)	3,300円 (▲1,100円)	3,900円 (▲1,100円)
	第2号被保険者 (20歳以上64歳以下)		2,800円 (▲1,100円)	3,300円 (▲1,100円)	3,900円 (▲1,100円)
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			6.9兆円 (+0.4兆円)	8.2兆円 (+0.7兆円)	9.6兆円 (+0.9兆円)

(注) 1 端数処理（四捨五入）により、保険料の差し引き額と（ ）内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2（残りの1/2は事業主（国）が負担。）。

(4) — ② 保険料負担年齢：A8（20歳以上）〈被保険者・受給者＝20歳以上〉

保険料負担割合：B2（40歳未満1/2）、給付サービスの範囲：C1（在宅及び施設）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		3,300円 (▲500円)	3,900円 (▲500円)	4,500円 (▲400円)
	第2号被保険者 (40歳以上64歳以下)		3,300円 (▲500円)	3,900円 (▲500円)	4,500円 (▲400円)
	第3号被保険者(仮称) (20歳以上39歳以下)		1,700円	1,900円	2,300円
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			6.9兆円 (+0.4兆円)	8.2兆円 (+0.7兆円)	9.6兆円 (+0.9兆円)

(注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号・第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

(4) — ③ 保険料負担年齢：A 8（20歳以上）〈被保険者・受給者＝20歳以上〉

保険料負担割合：B 1（40歳未満同額）、給付サービスの範囲：C 2（在宅のみ）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		2,700円 (▲1,200円)	3,100円 (▲1,200円)	3,700円 (▲1,300円)
	第2号被保険者 (20歳以上64歳以下)		2,700円 (▲1,200円)	3,100円 (▲1,200円)	3,700円 (▲1,300円)
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			6.7兆円 (+0.15兆円)	7.9兆円 (+0.35兆円)	9.2兆円 (+0.45兆円)

(注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

(4) — ④ 保険料負担年齢：A 8（20歳以上）〈被保険者・受給者＝20歳以上〉

保険料負担割合：B 2（40歳未満1/2）、給付サービスの範囲：C 2（在宅のみ）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		3,200円 (▲600円)	3,700円 (▲600円)	4,300円 (▲600円)
	第2号被保険者 (40歳以上64歳以下)		3,200円 (▲600円)	3,700円 (▲600円)	4,300円 (▲600円)
	第3号被保険者(仮称) (20歳以上39歳以下)		1,600円	1,900円	2,200円
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			6.7兆円 (+0.15兆円)	7.9兆円 (+0.35兆円)	9.2兆円 (+0.45兆円)

(注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号・第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)